2026年11月19日

各　位

本店所在地　東京都港区六本木一丁目6番1号
会社名　SBIホールディングス株式会社
（コード番号8473　東証プライム）
代表者　代表取締役 会長 兼 社長　北尾吉孝
問い合せ先　取締役　西川保雄
電話番号　03-6229-0100（代表）

2033年満期ユーロ円建転換社債型新株予約権付社債の発行に関するお知らせ

当社は、2026年11月19日付の取締役会において、2033年満期ユーロ円建転換社債型新株予約権付社債（以下「本新株予約権付社債」という。）（社債額面金額合計額1,500億円）の発行を決議いたしましたので、下記の通りお知らせいたします。

【本新株予約権付社債発行の背景及び目的】

当社グループは、日本におけるインターネット金融サービスのパイオニアとして、1999年の創業以来、「顧客中心主義」を徹底するとともに、相乗効果と相互進化による高い成長ポテンシャルを有する独自の組織形態である「企業生態系」を構築し、単一の企業では成し得ない飛躍的な成長を実現してまいりました。

現在は、国内外における証券関連事業・銀行事業・保険事業を中核とした多様な金融関連事業を行う「金融サービス事業」、投資信託の設定、募集、運用などの投資運用や投資助言、金融商品の情報提供等を行う「資産運用事業」、国内外のIT、フィンテック、AI・ビッグデータ、ブロックチェーン、金融及びバイオ関連のベンチャー企業等への投資等を行う「PE投資事業」、暗号資産の交換・取引サービスを提供する暗号資産交換業等を行う「暗号資産事業」、バイオ・ヘルスケア事業やWeb3（ブロックチェーンなどの分散型技術を活用した、次世代のインターネット）関連の先進的な分野に取り組む事業、人材関連事業及びメディア関連事業等が含まれる「次世代事業」を中心に事業を展開しています。

なかでも、当社グループの中核事業である金融サービス事業は、銀証連携を始めとしたグループシナジーの発揮を通じて成長戦略を推進しております。銀行事業では、株式会社SBI新生銀行の預金残高及びリテール口座数が拡大しているほか、法人営業・ストラクチャードファイナンス、証券投資及び住宅ローンといった金利正常化の恩恵を受ける事業領域を成長ドライバーと位置付け、更なる事業成長を目指しています。証券事業では、株式会社SBI証券における口座数及び預り資産の拡大に加え、デジタルと対面を融合したサービスの提供等を通じて顧客層の拡大を推進しています。保険事業では、SBIインシュアランスグループ株式会社傘下にある保険会社の保有契約合計数は堅調に増加していることに加え、M&Aを通じた国内外での事業基盤の拡大を進めております。また、これら金融サービス事業においては、資産運用領域における投資家ニーズが拡大しており、国内外の運用会社との提携等を通じた資産運用商品の多様化や資産運用力の強化等

この文書は、当社の転換社債型新株予約権付社債の発行に際して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。なお、同社債については国内における募集又は売出しは行われません。また、この文書は、米国を含むあらゆる地域における同社債の募集を構成するものではありません。米国1933年証券法に基づいて同社債の登録を行うか又は登録の免除を受ける場合を除き、米国において同社債の募集又は販売を行うことはできません。米国において証券の募集又は販売が行われる場合には、米国1933年証券法に基づいて作成され、当社から入手可能な、当社及びその経営陣に関する詳細な情報及び財務諸表を含む英文目論見書が用いられます。なお、本件においては米国における同社債の募集又は販売は行われず、同社債の登録も行われません。

にも取り組んでいます。なお、傘下に資産運用会社等を擁するSBIグローバルアセットマネジメント株式会社を吸収合併存続会社、SBI インシュアランスグループ株式会社を吸収合併消滅会社とする吸収合併の方法により、両社が経営統合することで基本合意しております。この合併により、資産運用と保険が対等な事業の柱として一体経営される企業グループを構築し、「資産運用立国」の実現と保険業界の透明性・信頼性の向上に貢献するとともに、当社グループにおける証券、銀行に続く「第三の柱」として持続的な成長と中長期的な企業価値の向上を図ることで、当社グループの今後の更なる成長に寄与するものと考えております。

また、近年、米国の大手金融機関では、金融とメディアをシームレスに結び付けることで顧客接点を拡大し、新たな価値創造に繋げる動きが加速しています。当社グループにおいても、金融・IT・メディアの親和性の高さと創出されるシナジーの大きさに早くから着目し、SBI ネオメディアホールディングス株式会社を統括会社として、「ネオメディア生態系」の構築を進めています。ネオメディア生態系では、メディア機能の強化やコンテンツ・IPへの投資を通じて、顧客接点の拡大とブランド力の向上を図り、国内外におけるグループ顧客基盤の飛躍的な拡大と新たな収益機会の創出を目指しています。

さらに当社グループは、今後は株式や債券、通貨などあらゆるアセットがトークン化され、取引から決済、さらには各種契約の履行までがブロックチェーン上で実行される「オンチェーン金融」へと進化していくと考えています。当社グループでは、こうした変化を次世代の成長機会と捉え、銀行、証券、資産運用、暗号資産等の各事業を横断したオンチェーン金融の展開を目指しています。

このように、当社グループは、金融サービス事業を中心とした事業基盤の更なる拡大に向けた投資資金を低コストで調達し、事業戦略の着実な推進を通じたグループ全体の収益力強化や持続的な企業価値向上を図るとともに、安定的な財務基盤を維持することを目的として、ゼロクーポンで資金調達が可能な本新株予約権付社債の発行を決定いたしました。

【調達資金の使途】

本新株予約権付社債の発行による手取金約1,500億円の使途は、以下を予定しております。

1　銀行・証券・保険事業における更なる収益源の多様化やメディア領域も活用した顧客基盤の拡大、多様化する資産運用ニーズに対応するための成長投資に加え、オンチェーン金融への移行を見据えたAIやWeb3をはじめとする先端技術領域における商品・サービスの開発及び提供とその関連インフラの構築に向けた成長投資など、金融サービス事業強化のための投資資金（子会社等を通じた投資を含み、出資・融資等の形態を問わない。）として約1,000億円を2030年3月末までに充当。

2　社債及び借入金の返済資金（手元資金で手当てした場合の自己資金への充当を含む。）として約500億円を2027年3月末までに充当。

上記1記載の資金使途について、投資資金に未充当額が生じた場合には、金融機関等からの借入金の返済資金又は社債の償還資金として充当する予定です。

この文書は、当社の転換社債型新株予約権付社債の発行に際して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。なお、同社債については国内における募集又は売出しは行われません。また、この文書は、米国を含むあらゆる地域における同社債の募集を構成するものではありません。米国1933年証券法に基づいて同社債の登録を行うか又は登録の免除を受ける場合を除き、米国において同社債の募集又は販売を行うことはできません。米国において証券の募集又は販売が行われる場合には、米国1933年証券法に基づいて作成され、当社から入手可能な、当社及びその経営陣に関する詳細な情報及び財務諸表を含む英文目論見書が用いられます。なお、本件においては米国における同社債の募集又は販売は行われず、同社債の登録も行われません。

【本新株予約権付社債発行の狙い】

本新株予約権付社債は、ゼロクーポンのため社債金利の支払負担がなく、資金調達コストの低減を図ることが可能となります。

転換価額については時価を上回る水準に設定することで、株価が転換価額を超えて上昇し、本新株予約権付社債が株式へ転換された場合においては、1 株当たり価値の希薄化を抑制しながら一段の資本増強がなされることになります。

更に、本新株予約権付社債は新株予約権付社債権者の選択による 5 年後の繰上償還が可能となっております。これにより、本新株予約権付社債の社債価値を高め、より高い転換価額を設定することが可能となります。

なお、当社は、本新株予約権付社債の発行から 3 年後以降、株価が一定期間にわたり転換価額の一定割合を超えて上昇した際には、130%コールオプション条項により、本新株予約権付社債の保有者に対し、株式への転換を促進することが可能となっております。

当社グループは本新株予約権付社債発行による長期性資金の確保により、当社グループのより一層の財務基盤の安定化を図り、グループの持続的な成長と企業価値向上を目指してまいります。

記

1. 社債の名称	SBI ホールディングス株式会社 2033 年満期ユーロ円建転換社債型新株予約権付社債（以下「本新株予約権付社債」といい、そのうち社債のみを「本社債」、新株予約権のみを「本新株予約権」という。）
2. 社債の払込金額	本社債の額面金額の 100.0%（各本社債の額面金額 1,000 万円）
3. 新株予約権と引換えに払い込む金銭	本新株予約権と引換えに金銭の払込みを要しないこととする。
4. 社債の払込期日及び発行日	2026 年 12 月 7 日（ロンドン時間、以下別段の表示のない限り同じ。）
5. 募集に関する事項	
（1）募集方法	Daiwa Capital Markets Europe Limited、SMBC Bank International plc、Mizuho International plc 及び SBI International Limited を共同ブックランナー兼共同主幹事引受会社とする幹事引受会社（以下「幹事引受会社」という。）の総額個別買取引受けによる欧州及びアジアを中心とする海外市場（但し、米国を除く。）における募集。但し、買付けの申込みは条件決定日の翌日午前 8 時（日本時間）までに行われるものとする。
（2）本新株予約権付社債の発行価格（募集価格）	本社債の額面金額の 102.5%
6. 新株予約権に関する事項	
（1）新株予約権の目的である株式の種類、内容及び数	本新株予約権の目的である株式の種類及び内容は当社普通株式（単元株式数 100 株）とし、その行使により当社が当社普通株式を交付する数は、行使請求に係る本社債の額面金額の総額を下記（4）記載の転換価額で除した数とする。但し、行使により生じる 1 株未満の端数は切り捨て、現金による調整は行わない。
（2）発行する新株予約権の総数	15,000 個及び代替新株予約権付社債券（本新株予約権付社債券（下記 7.（8）に定義する）の紛失、盗難又は滅失の場合に適切な証明及び補償を得て発行する新株予約権付社債券をいう。以下同じ。）に係る本社債の額面金額合計額を 1,000 万円で除した個数の合計数

この文書は、当社の転換社債型新株予約権付社債の発行に際して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。なお、同社債については国内における募集又は売出しは行われません。また、この文書は、米国を含むあらゆる地域における同社債の募集を構成するものではありません。米国 1933 年証券法に基づいて同社債の登録を行うか又は登録の免除を受ける場合を除き、米国において同社債の募集又は販売を行うことはできません。米国において証券の募集又は販売が行われる場合には、米国 1933 年証券法に基づいて作成され、当社から入手可能な、当社及びその経営陣に関する詳細な情報及び財務諸表を含む英文目論見書が用いられます。なお、本件においては米国における同社債の募集又は販売は行われず、同社債の登録も行われません。

(3)新株予約権の割当日　2026年12月7日

(4)新株予約権の行使に際して出資される財産の内容及びその価額

(ｲ) 各本新株予約権の行使に際しては、当該本新株予約権に係る本社債を出資するものとし、当該本社債の価額は、その額面金額と同額とする。

(ﾛ) 転換価額は、当初、当社の代表取締役が、当社取締役会の授権に基づき、投資家の需要状況及びその他の市場動向を勘案して決定する。但し、当初転換価額は、本新株予約権付社債に関して当社と上記 5.(1) 記載の幹事引受会社との間で締結される引受契約書の締結日における当社普通株式の終値(下記 7.(4)(ｲ)①に定義する。)に 1.0 を乗じた額を下回ってはならない。

(ﾊ) 転換価額は、本新株予約権付社債の発行後、当社が当社普通株式の時価を下回る払込金額で当社普通株式を発行し又は当社の保有する当社普通株式を処分する場合(新株予約権の行使及び取得請求権付株式の取得請求権の行使の場合等を除く。)には、下記の算式により調整される。なお、下記の算式において、「既発行株式数」は当社の発行済普通株式(当社が保有するものを除く。)の総数をいう。

$$\text{調整後転換価額} = \text{調整前転換価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \dfrac{\text{発行又は処分株式数} \times \text{1株当たりの払込金額}}{\text{時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{発行又は処分株式数}}$$

また、転換価額は、当社普通株式の分割(無償割当てを含む。)又は併合、一定の剰余金の配当、当社普通株式の時価を下回る価額をもって当社普通株式の交付を請求できる新株予約権(新株予約権付社債に付されるものを含む。)の発行が行われる場合その他一定の事由が生じた場合にも適宜調整される。

(5)新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項　本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第 17 条の定めるところに従って算定された資本金等増加限度額に 0.5 を乗じた金額とし、計算の結果 1 円未満の端数を生じる場合はその端数を切り上げた額とする。増加する資本準備金の額は、資本金等増加限度額より増加する資本金の額を減じた額とする。

(6)新株予約権を行使することができる期間　2026 年 12 月 21 日から 2033 年 11 月 23 日まで(行使請求受付場所現地時間)とする。但し、①下記 7.(4)(ｲ)①乃至⑥記載の当社の選択等による繰上償還の場合は、償還日の東京における 3 営業日前の日まで(但し、下記 7.(4)(ｲ)③において繰上償還を受けないことが選択された本社債に係る本新株予約権を除く。)、②下記 7.(4)(ﾛ)記載の本新株予約権付社債権者の選択による繰上償還がなされる場合は、償還通知書が下記 7.(10)記載の支払・新株予約権行使請求受付代理人に預託された時まで、③下記 7.(6)記載の本社債の買入消却がなされる場合は、本社債が消却される時まで、また④下記 7.(7)記載の本社債の期限の利益の喪失の場合は、期限の利益の喪失時までとする。
上記いずれの場合も、2033 年 11 月 23 日(行使請求受付場所現地時間)より後に本新株予約権を行使することはできない。
上記にかかわらず、当社の組織再編等(下記 7.(4)(ｲ)④に定義する。

この文書は、当社の転換社債型新株予約権付社債の発行に際して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。なお、同社債については国内における募集又は売出しは行われません。また、この文書は、米国を含むあらゆる地域における同社債の募集を構成するものではありません。米国 1933 年証券法に基づいて同社債の登録を行うか又は登録の免除を受ける場合を除き、米国において同社債の募集又は販売を行うことはできません。米国において証券の募集又は販売が行われる場合には、米国 1933 年証券法に基づいて作成され、当社から入手可能な、当社及びその経営陣に関する詳細な情報及び財務諸表を含む英文目論見書が用いられます。なお、本件においては米国における同社債の募集又は販売は行われず、同社債の登録も行われません。

以下同じ。）を行うために必要であると当社が合理的に判断した場合、組織再編等の効力発生日の翌日から起算して 14 日以内に終了する 30 日以内の当社が指定する期間中、本新株予約権を行使することはできない。また、上記にかかわらず、本新株予約権の行使の効力が発生する日本における暦日（又は当該暦日が東京における営業日でない場合、その東京における翌営業日）が、当社の定める基準日又は社債、株式等の振替に関する法律第 151 条第 1 項に関連して株主を確定するために定められたその他の日（以下、当社の定める基準日と併せて「株主確定日」と総称する。）の東京における 2 営業日前の日（又は当該株主確定日が東京における営業日でない場合、その東京における 3 営業日前の日）（同日を含む。）から当該株主確定日（又は当該株主確定日が東京における営業日でない場合、その東京における翌営業日）（同日を含む。）までの期間に当たる場合、本新株予約権を行使することはできない。但し、社債、株式等の振替に関する法律に基づく振替制度を通じた新株予約権の行使に係る株式の交付に関する日本法、規制又は慣行が変更された場合、当社は、本段落による本新株予約権を行使することができる期間の制限を、当該変更を反映するために修正することができる。

（7）その他の新株予約権の行使の条件

各本新株予約権の一部行使はできない。

（8）当社が組織再編等を行う場合の承継会社等による新株予約権の交付

（ｲ）組織再編等が生じた場合、当社は、承継会社等（以下に定義する。）をして、本新株予約権付社債の要項に従って、本新株予約権付社債の主債務者としての地位を承継させ、かつ、本新株予約権に代わる新たな新株予約権を交付させるよう最善の努力をするものとする。但し、かかる承継及び交付については、①その時点で適用のある法律上実行可能であり、②そのための仕組みが既に構築されているか又は構築可能であり、かつ、③当社又は承継会社等が、当該組織再編等の全体から見て不合理な（当社がこれを判断する。）費用（租税を含む。）を負担せずに、それを実行することが可能であることを前提条件とする。かかる場合、当社は、また、承継会社等が当該組織再編等の効力発生日において日本の上場会社であるよう最善の努力をするものとする。本（ｲ）記載の当社の努力義務は、当社が本新株予約権付社債の受託会社（以下「受託会社」という。）に対して下記 7.（4）（ｲ）④（b）記載の証明書を交付する場合には、適用されない。「承継会社等」とは、組織再編等における相手方であって、本新株予約権付社債及び／又は本新株予約権に係る当社の義務を引き受ける会社をいう。

（ﾛ）上記（ｲ）の定めに従って交付される承継会社等の新株予約権の内容は下記のとおりとする。

① 新株予約権の数
当該組織再編等の効力発生日の直前において残存する本新株予約権付社債に係る本新株予約権の数と同一の数とする。

② 新株予約権の目的である株式の種類
承継会社等の普通株式とする。

③ 新株予約権の目的である株式の数
承継会社等の新株予約権の行使により交付される承継会社等の普通株式の数は、承継会社等が当該組織再編等の条件等を

この文書は、当社の転換社債型新株予約権付社債の発行に際して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。なお、同社債については国内における募集又は売出しは行われません。また、この文書は、米国を含むあらゆる地域における同社債の募集を構成するものではありません。米国 1933 年証券法に基づいて同社債の登録を行うか又は登録の免除を受ける場合を除き、米国において同社債の募集又は販売を行うことはできません。米国において証券の募集又は販売が行われる場合には、米国 1933 年証券法に基づいて作成され、当社から入手可能な、当社及びその経営陣に関する詳細な情報及び財務諸表を含む英文目論見書が用いられます。なお、本件においては米国における同社債の募集又は販売は行われず、同社債の登録も行われません。

勘案のうえ、本新株予約権付社債の要項を参照して決定するほか、下記（ⅰ）又は（ⅱ）に従う。なお、転換価額は上記（4）（ハ）と同様の調整に服する。

（ⅰ）合併、株式交換又は株式移転の場合には、当該組織再編等の効力発生日の直前に本新株予約権を行使した場合に得られる数の当社普通株式の保有者が当該組織再編等において受領する承継会社等の普通株式の数を、当該組織再編等の効力発生日の直後に承継会社等の新株予約権を行使したときに受領できるように、転換価額を定める。当該組織再編等に際して承継会社等の普通株式以外の証券又はその他の財産が交付されるときは、当該証券又は財産の価値を承継会社等の普通株式の時価で除して得られる数に等しい承継会社等の普通株式の数を併せて受領できるようにする。

（ⅱ）上記以外の組織再編等の場合には、当該組織再編等の効力発生日の直前に本新株予約権を行使した場合に本新株予約権付社債権者が得られるのと同等の経済的利益を、当該組織再編等の効力発生日の直後に承継会社等の新株予約権を行使したときに受領できるように、転換価額を定める。

④ 新株予約権の行使に際して出資される財産の内容及びその価額

承継会社等の新株予約権の行使に際しては、承継された本社債を出資するものとし、当該本社債の価額は、承継された本社債の額面金額と同額とする。

⑤ 新株予約権を行使することができる期間

当該組織再編等の効力発生日（場合によりその 14 日後以内の日）から、上記（6）に定める本新株予約権の行使期間の満了日までとする。

⑥ その他の新株予約権の行使の条件

承継会社等の各新株予約権の一部行使はできない。

⑦ 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金

承継会社等の新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第 17 条の定めるところに従って算定された資本金等増加限度額に 0.5 を乗じた金額とし、計算の結果 1 円未満の端数を生じる場合はその端数を切り上げた額とする。増加する資本準備金の額は、資本金等増加限度額より増加する資本金の額を減じた額とする。

⑧ 組織再編等が生じた場合

承継会社等について組織再編等が生じた場合にも、本新株予約権付社債と同様の取り扱いを行う。

⑨ その他

承継会社等の新株予約権の行使により生じる 1 株未満の端数は切り捨て、現金による調整は行わない。承継会社等の新株予約権は承継された本社債と分離して譲渡できない。

この文書は、当社の転換社債型新株予約権付社債の発行に際して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。なお、同社債については国内における募集又は売出しは行われません。また、この文書は、米国を含むあらゆる地域における同社債の募集を構成するものではありません。米国 1933 年証券法に基づいて同社債の登録を行うか又は登録の免除を受ける場合を除き、米国において同社債の募集又は販売を行うことはできません。米国において証券の募集又は販売が行われる場合には、米国 1933 年証券法に基づいて作成され、当社から入手可能な、当社及びその経営陣に関する詳細な情報及び財務諸表を含む英文目論見書が用いられます。なお、本件においては米国における同社債の募集又は販売は行われず、同社債の登録も行われません。

（ハ）当社は、上記（イ）の定めに従い本社債及び本新株予約権付社債に係る信託証書（以下「信託証書」という。）に基づく当社の義務を承継会社等に引き受け又は承継させる場合、本新株予約権付社債の要項に定める一定の場合には保証を付すほか、本新株予約権付社債の要項に従う。

（９）新株予約権と引換えに金銭の払込みを要しないこととする理由　本新株予約権は、転換社債型新株予約権付社債に付されたものであり、本社債からの分離譲渡はできず、かつ本新株予約権の行使に際して当該本新株予約権に係る本社債が出資され、本社債と本新株予約権が相互に密接に関係することを考慮し、また、本新株予約権の価値と本社債の利率、払込金額等のその他の発行条件により当社が得られる経済的価値とを勘案して、本新株予約権と引換えに金銭の払込みを要しないこととする。

7. 社債に関する事項

（１）社債の総額　1,500 億円及び代替新株予約権付社債券に係る本社債の額面金額合計額を合計した額

（２）社債の利率　本社債には利息は付さない。

（３）社債の満期償還　2033 年 12 月 7 日に本社債の額面金額の 100%で償還する。

（４）繰上償還　（イ）当社の選択等による繰上償還

① 130%コールオプション条項による繰上償還

株式会社東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値（以下「終値」という。）が、20 連続取引日（以下に定義する。）にわたり当該各取引日に適用のある上記 6.（4）記載の転換価額の 130%以上であった場合、当社は、当該 20 連続取引日の末日から 30 日以内に受託会社及び主支払・新株予約権行使請求受付代理人並びに本新株予約権付社債権者に対して 30 日以上 60 日以内の事前の通知をした上で、2029 年 12 月 7 日以降、残存本社債の全部（一部は不可）をその額面金額の 100%の価額で繰上償還することができる。

「取引日」とは、株式会社東京証券取引所における取引日をいい、終値が発表されない日を含まない。

② クリーンアップ条項による繰上償還

本②の繰上償還の通知を行う前のいずれかの時点において、残存本社債の額面金額合計額が発行時の本社債の額面総額の 10%を下回った場合、当社は、受託会社及び主支払・新株予約権行使請求受付代理人並びに本新株予約権付社債権者に対して 30 日以上 60 日以内の事前の通知をした上で、残存本社債の全部（一部は不可）をその額面金額の 100%の価額で繰上償還することができる。

③ 税制変更による繰上償還

日本国の税制の変更等により、当社が下記 8.（イ）記載の追加額の支払義務を負う旨及び当社が合理的な措置を講じてもかかる追加額の支払義務を回避することができない旨を受託会社に了解させた場合、当社は、受託会社及び主支払・新株予約権行使請求受付代理人並びに本新株予約権付社債権者に対して 30 日以上 60 日以内の事前の通知をした上で、残存本社債の全部（一部は不可）をその額面金額の 100%の価額で繰上償還することができる。但し、当社が当該追加額の支払義務を負

この文書は、当社の転換社債型新株予約権付社債の発行に際して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。なお、同社債については国内における募集又は売出しは行われません。また、この文書は、米国を含むあらゆる地域における同社債の募集を構成するものではありません。米国 1933 年証券法に基づいて同社債の登録を行うか又は登録の免除を受ける場合を除き、米国において同社債の募集又は販売を行うことはできません。米国において証券の募集又は販売が行われる場合には、米国 1933 年証券法に基づいて作成され、当社から入手可能な、当社及びその経営陣に関する詳細な情報及び財務諸表を含む英文目論見書が用いられます。なお、本件においては米国における同社債の募集又は販売は行われず、同社債の登録も行われません。

うこととなる最初の日の90日前の日より前にかかる繰上償還の通知をしてはならない。
上記にかかわらず、かかる通知がなされた時点において、残存本社債の額面金額合計額が発行時の本社債の額面総額の10%以上である場合、各本新株予約権付社債権者は、当社に対して当該償還日の20日前までに通知することにより、当該本新株予約権付社債権者の保有する本社債については繰上償還を受けないことを選択する権利を有する。この場合、当社は当該償還日後の当該本社債に関する支払につき下記8.(イ)記載の追加額の支払義務を負わず、当該償還日後の当該本社債に関する支払は下記8.(イ)記載の公租公課を源泉徴収又は控除した上でなされる。

④ 組織再編等による繰上償還
組織再編等が生じたが、(a)上記6.(8)(イ)記載の措置を講ずることができない場合、又は(b)承継会社等が、当該組織再編等の効力発生日において、理由の如何を問わず、日本の上場会社であることを当社は予想していない旨の証明書を当社が受託会社に対して交付した場合、当社は、受託会社及び主支払・新株予約権行使請求受付代理人並びに本新株予約権付社債権者に対して東京における14営業日以上前に通知した上で、当該通知において指定した償還日(かかる償還日は、原則として、当該組織再編等の効力発生日までの日とする。)に、残存本社債の全部(一部は不可)を、以下に述べる償還金額で繰上償還するものとする。
上記償還に適用される償還金額は、上記6.(4)(ロ)記載の転換価額の決定時点における金利、当社普通株式の株価及びボラティリティ並びにその他の市場動向を勘案した当該償還時点における本新株予約権付社債の価値を反映する金額となるように、償還日及び本新株予約権付社債のパリティに応じて、一定の方式に従って算出されるものとする。かかる方式に従って算出される償還金額の最低額は本社債の額面金額の100%とし、最高額は本社債の額面金額の270%とする(但し、償還日が2033年11月24日から2033年12月6日までの間となる場合には、償還金額は本社債の額面金額の100%とする。)。かかる方式の詳細は、当社の代表取締役が、当社取締役会の授権に基づき、上記6.(4)(ロ)記載の転換価額の決定と同時に決定する。
「組織再編等」とは、当社の株主総会決議(株主総会決議が不要な場合は、取締役会決議)により(i)当社と他の会社の合併(新設合併及び吸収合併を含むが、当社が存続会社である場合を除く。以下同じ。)、(ii)資産譲渡(当社の資産の全部若しくは実質上全部の他の会社への売却若しくは移転で、その条件に従って本新株予約権付社債に基づく当社の義務が相手先に移転される場合に限る。)、(iii)会社分割(新設分割及び吸収分割を含むが、本新株予約権付社債に基づく当社の義務が分割先の会社に移転される場

この文書は、当社の転換社債型新株予約権付社債の発行に際して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。なお、同社債については国内における募集又は売出しは行われません。また、この文書は、米国を含むあらゆる地域における同社債の募集を構成するものではありません。米国1933年証券法に基づいて同社債の登録を行うか又は登録の免除を受ける場合を除き、米国において同社債の募集又は販売を行うことはできません。米国において証券の募集又は販売が行われる場合には、米国1933年証券法に基づいて作成され、当社から入手可能な、当社及びその経営陣に関する詳細な情報及び財務諸表を含む英文目論見書が用いられます。なお、本件においては米国における同社債の募集又は販売は行われず、同社債の登録も行われません。

合に限る。）、（ⅳ）株式交換若しくは株式移転（当社が他の会社の完全子会社となる場合に限る。以下同じ。）又は（ⅴ）その他の日本法上の会社再編手続で、これにより本社債及び／又は本新株予約権に基づく当社の義務が他の会社に引き受けられることとなるものが承認されることをいう。

⑤　上場廃止等による繰上償還

（ⅰ）金融商品取引法に従って、当社以外の者（以下「公開買付者」という。）により当社普通株式の公開買付けが行われ、（ⅱ）当社が、金融商品取引法に従って、当該公開買付けに賛同する意見を表明し、（ⅲ）当社又は公開買付者が、当該公開買付けによる当社普通株式の取得の結果当社普通株式の上場が廃止される可能性があることを公開買付届出書等で公表又は容認し（但し、当社又は公開買付者が、当該取得後も当社が日本の上場会社であり続けるよう最善の努力をする旨を公表した場合を除く。）、かつ、（ⅳ）公開買付者が当該公開買付けにより当社普通株式を取得した場合、当社は、実務上可能な限り速やかに（但し、当該公開買付けによる当社普通株式の取得日から 14 日以内に）受託会社及び主支払・新株予約権行使請求受付代理人並びに本新株予約権付社債権者に対して通知した上で、当該通知において指定した償還日（かかる償還日は、当該通知の日から東京における 14 営業日目以降 30 営業日目までのいずれかの日とする。）に、残存本社債の全部（一部は不可）を、上記④記載の償還の場合に準ずる方式によって算出される償還金額（その最低額は本社債の額面金額の 100%とし、最高額は本社債の額面金額の 270%とする。但し、償還日が 2033 年 11 月 24 日から 2033 年 12 月 6 日までの間となる場合には、償還金額は本社債の額面金額の 100%とする。）で繰上償還するものとする。

上記にかかわらず、当社又は公開買付者が、当該公開買付けによる当社普通株式の取得日の後に組織再編等を行う予定である旨又はスクイーズアウト事由（下記⑥に定義する。）を生じさせる予定である旨を公開買付届出書等で公表した場合には、本⑤記載の当社の償還義務は適用されない。但し、かかる組織再編等又はスクイーズアウト事由が当該取得日から 60 日以内に生じなかった場合には、当社は、実務上可能な限り速やかに（但し、当該 60 日間の最終日から 14 日以内に）受託会社及び主支払・新株予約権行使請求受付代理人並びに本新株予約権付社債権者に対して通知した上で、当該通知において指定した償還日（かかる償還日は、当該通知の日から東京における 14 営業日目以降 30 営業日目までのいずれかの日とする。）に、残存本社債の全部（一部は不可）を、上記償還金額で繰上償還するものとする。

当社が本⑤記載の償還義務及び上記④又は下記⑥記載の償

この文書は、当社の転換社債型新株予約権付社債の発行に際して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。なお、同社債については国内における募集又は売出しは行われません。また、この文書は、米国を含むあらゆる地域における同社債の募集を構成するものではありません。米国 1933 年証券法に基づいて同社債の登録を行うか又は登録の免除を受ける場合を除き、米国において同社債の募集又は販売を行うことはできません。米国において証券の募集又は販売が行われる場合には、米国 1933 年証券法に基づいて作成され、当社から入手可能な、当社及びその経営陣に関する詳細な情報及び財務諸表を含む英文目論見書が用いられます。なお、本件においては米国における同社債の募集又は販売は行われず、同社債の登録も行われません。

還義務の両方を負うこととなる場合には、上記④又は下記⑥の手続が適用されるものとする。

⑥　スクイーズアウトによる繰上償還

当社普通株式を全部取得条項付種類株式にする当社の定款の変更の後に、当社普通株式の全てを対価をもって取得する旨の当社の株主総会決議がなされた場合、当社の特別支配株主による当社の他の株主に対する株式売渡請求を承認する旨の当社の取締役会決議がなされた場合又は上場廃止を伴う当社普通株式の併合を承認する旨の当社の株主総会決議がなされた場合（以下「スクイーズアウト事由」という。）、当社は、実務上可能な限り速やかに（但し、当該スクイーズアウト事由の発生日から 14 日以内に）受託会社及び主支払・新株予約権行使請求受付代理人並びに本新株予約権付社債権者に対して通知した上で、当該通知において指定した償還日（かかる償還日は、当該スクイーズアウト事由に係る効力発生日より前で、当該通知の日から東京における 14 営業日目以降 30 営業日目までのいずれかの日とする。但し、当該効力発生日が当該通知の日から東京における 14 営業日目の日よりも前の日となる場合には、かかる償還日は当該効力発生日よりも前の日に繰り上げられる。）に、残存本社債の全部（一部は不可）を、上記④記載の償還の場合に準ずる方式によって算出される償還金額（その最低額は本社債の額面金額の 100%とし、最高額は本社債の額面金額の 270%とする。但し、償還日が 2033 年 11 月 24 日から 2033 年 12 月 6 日までの間となる場合には、償還金額は本社債の額面金額の 100%とする。）で繰上償還するものとする。

⑦　当社が上記①乃至⑥のいずれかに基づく繰上償還の通知を行った場合には、以後他の事由に基づく繰上償還の通知を行うことはできない（但し、上記③において繰上償還を受けないことが選択された本社債を除く。）。

また、当社に上記④若しくは⑥に基づき繰上償還の通知を行う義務が発生した場合又は上記⑤（ⅰ）乃至（ⅳ）記載の事由が発生した場合には、以後上記①乃至③のいずれかに基づく繰上償還の通知を行うことはできない。

（ﾛ）本新株予約権付社債権者の選択による繰上償還

本新株予約権付社債権者は、2031 年 12 月 5 日（以下「本新株予約権付社債権者の選択による繰上償還日」という。）に、その保有する本社債を額面金額の 100%の価額で繰上償還することを当社に対して請求する権利を有する。この請求権を行使するために、本新株予約権付社債権者は、本新株予約権付社債権者の選択による繰上償還日に先立つ 30 日以上 60 日以内の期間中にその所持する本新株予約権付社債券を所定の様式の償還通知書とともに下記（10）記載の支払・新株予約権行使請求受付代理人に預託することを要する。

但し、当社が上記（ｲ）①乃至⑥のいずれかに基づく繰上償還の通知を行

この文書は、当社の転換社債型新株予約権付社債の発行に際して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。なお、同社債については国内における募集又は売出しは行われません。また、この文書は、米国を含むあらゆる地域における同社債の募集を構成するものではありません。米国 1933 年証券法に基づいて同社債の登録を行うか又は登録の免除を受ける場合を除き、米国において同社債の募集又は販売を行うことはできません。米国において証券の募集又は販売が行われる場合には、米国 1933 年証券法に基づいて作成され、当社から入手可能な、当社及びその経営陣に関する詳細な情報及び財務諸表を含む英文目論見書が用いられます。なお、本件においては米国における同社債の募集又は販売は行われず、同社債の登録も行われません。

った場合には、本新株予約権付社債権者の選択による繰上償還日前に当該通知が行われている限り、当該通知と本（ﾛ）に基づく通知の前後にかかわらず、本（ﾛ）に優先して上記（ｲ）①乃至⑥に基づく繰上償還の規定が適用される。

（5）償還の場所	下記（10）記載の支払・新株予約権行使請求受付代理人又は下記（11）記載の名簿管理人の所定の営業所において支払う。
（6）買入消却	当社は、公開市場を通じ又はその他の方法により随時本新株予約権付社債を買い入れ、これを保有若しくは転売し、又は当該本新株予約権付社債に係る本社債を消却することができる。また、当社の子会社は、公開市場を通じ又はその他の方法により随時本新株予約権付社債を買い入れ、これを保有若しくは転売し、又は当該本新株予約権付社債に係る本社債の消却のため当社に交付することができる。
（7）期限の利益の喪失	信託証書又は本社債の規定の不履行又は不遵守その他本新株予約権付社債の要項に定める一定の事由が生じた場合、受託会社が本新株予約権付社債の要項に定めるところにより当社に対し本社債の期限の利益喪失の通知を行ったときには、当社は、本社債につき期限の利益を失い、残存本社債の全部をその額面金額に経過利息（もしあれば）を付して直ちに償還しなければならない。
（8）新株予約権付社債の券面	本新株予約権付社債については、英国法上の記名式の新株予約権付社債券（以下「本新株予約権付社債券」という。）を発行するものとする。
（9）無記名式新株予約権付社債券への転換請求の制限	本新株予約権付社債券を無記名式とすることを請求することはできない。
(10) 新株予約権付社債に係る支払・新株予約権行使請求受付代理人	State Street Bank International GmbH, Luxembourg Branch（主支払・新株予約権行使請求受付代理人）
(11) 新株予約権付社債に係る名簿管理人	State Street Bank International GmbH, Luxembourg Branch
(12) 社債の担保又は保証	本社債は、担保又は保証を付さないで発行される。
(13) 取得格付	本新株予約権付社債に関して、格付を取得する予定はない。
(14) 社債管理者	本社債については、社債管理者を定めない。

8. 特約

（ｲ）追加支払

本社債に関する支払につき現在又は将来の日本国又はその他の日本の課税権者により課される公租公課を源泉徴収又は控除することが法律上必要な場合、当社は、一定の場合を除き、本新株予約権付社債権者に対し、当該源泉徴収又は控除後の支払額が当該源泉徴収又は控除がなければ支払われたであろう額に等しくなるために必要な追加額を支払う。

（ﾛ）担保設定制限

本新株予約権付社債が残存する限り、当社又は当社の主要子会社（本新株予約権付社債の要項に定義される。）は、①外債（以下に定義する。）に関する支払、②外債に関する保証に基づく支払又は③外債に関する補償その他これに類する債務に基づく支払を担保することを目的として、当該外債の保有者のために、当社又は当社の主要子会社の現在又は将来の財産又は資産の全部又は一部にいかなる抵当権、質権その他の担保権も設定せず、かつこれを存続させないものとする。但し、あらかじめ又は同時に（a）かかる外債、

この文書は、当社の転換社債型新株予約権付社債の発行に際して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。なお、同社債については国内における募集又は売出しは行われません。また、この文書は、米国を含むあらゆる地域における同社債の募集を構成するものではありません。米国 1933 年証券法に基づいて同社債の登録を行うか又は登録の免除を受ける場合を除き、米国において同社債の募集又は販売を行うことはできません。米国において証券の募集又は販売が行われる場合には、米国 1933 年証券法に基づいて作成され、当社から入手可能な、当社及びその経営陣に関する詳細な情報及び財務諸表を含む英文目論見書が用いられます。なお、本件においては米国における同社債の募集又は販売は行われず、同社債の登録も行われません。

保証若しくは補償その他これに類する債務に付された担保と同じ担保を、受託会社の満足する形若しくは本新株予約権付社債の社債権者集会の特別決議により承認された形で、本新株予約権付社債にも付す場合又は（b）その他の担保若しくは保証を、受託会社が完全な裁量の下に本新株予約権付社債権者にとって著しく不利益でないと判断する形若しくは本新株予約権付社債の社債権者集会の特別決議により承認された形で、本新株予約権付社債にも付す場合は、この限りでない。

本（ﾛ）において、「外債」とは、社債、ディベンチャー、ノートその他これに類する期間1年超の証券のうち、（ｉ）外貨払の証券若しくは外貨により支払を受ける権利を付与されている証券又は円貨建でその額面総額の過半が当社若しくは当社の主要子会社により若しくは当社若しくは当社の主要子会社の承認を得て当初日本国外で募集される証券であって、かつ（ii）日本国外の証券取引所、店頭市場若しくはこれに類するその他の市場で、相場が形成され、上場され若しくは通常取引されるもの又はそれを予定されているものをいう。

9. 上　場　取　引　所　本新株予約権付社債をシンガポール証券取引所に上場する。
10. そ　の　他　当社株式に関する安定操作取引は行わない。

以　上

＊＊

本プレスリリースに関するお問い合わせ先：
SBI ホールディングス株式会社　コーポレート・コミュニケーション部　　03-6229-0126

この文書は、当社の転換社債型新株予約権付社債の発行に際して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。なお、同社債については国内における募集又は売出しは行われません。また、この文書は、米国を含むあらゆる地域における同社債の募集を構成するものではありません。米国 1933 年証券法に基づいて同社債の登録を行うか又は登録の免除を受ける場合を除き、米国において同社債の募集又は販売を行うことはできません。米国において証券の募集又は販売が行われる場合には、米国 1933 年証券法に基づいて作成され、当社から入手可能な、当社及びその経営陣に関する詳細な情報及び財務諸表を含む英文目論見書が用いられます。なお、本件においては米国における同社債の募集又は販売は行われず、同社債の登録も行われません。

(ご 参 考)

1. 資金の使途

(1)今回調達資金の使途

本新株予約権付社債の発行による手取金約 1,500 億円の使途は、以下を予定しております。

① 銀行・証券・保険事業における更なる収益源の多様化やメディア領域も活用した顧客基盤の拡大、多様化する資産運用ニーズに対応するための成長投資に加え、オンチェーン金融への移行を見据えた AI や Web3 をはじめとする先端技術領域における商品・サービスの開発及び提供とその関連インフラの構築に向けた成長投資など、金融サービス事業強化のための投資資金（子会社等を通じた投資を含み、出資・融資等の形態を問わない。）として約 1,000 億円を 2030 年 3 月末までに充当。

② 社債及び借入金の返済資金（手元資金で手当てした場合の自己資金への充当を含む。）として約 500 億円を 2027 年 3 月末までに充当。

上記①記載の資金使途について、投資資金に未充当額が生じた場合には、金融機関等からの借入金の返済資金又は社債の償還資金として充当する予定です。

(2)前回調達資金の使途の変更

変更はありません。

(3)業績に与える見通し

業績に与える影響は軽微である見通しです。なお、本新株予約権付社債はゼロクーポンで発行されますが、国際会計基準においては社債部分と新株予約権部分（資本）に分離して会計処理することが求められており、社債部分は発行時に転換権のない類似した負債の一般的な市場金利を使用して割り引かれた公正価値で認識され、割り引かれた金額が償還期日に向けて実効金利法により支払利息として費用計上されます。

2. 株主への利益配分等

(1)利益配分に関する基本方針

当社の株主還元は、配当金総額に自己株式取得額を加えた総還元額を、当面の間は金融サービス事業において子会社等株式売却益などの特殊要因を除いた税引前利益の 30%程度とすることを基本方針としています。

なお年間配当金については、最低配当金額として 1 株当たり 10 円の配当を実施することとし、持続的な成長のための適正な内部留保の水準、当面の業績見通し等も総合的に勘案し決定することにしています。

(2)配当決定にあたっての考え方

当社は「会社法第 459 条第 1 項の規定に基づき、取締役会の決議をもって剰余金の配当等を行うことができる。」旨並びに期末配当及び中間配当の基準日を定款に定めており、会社法第 454 条第 5 項に規定する「中間配当」については定款に定めておりません。

なお、これらの剰余金の配当の決定機関は株主総会及び取締役会であります。

この文書は、当社の転換社債型新株予約権付社債の発行に際して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。なお、同社債については国内における募集又は売出しは行われません。また、この文書は、米国を含むあらゆる地域における同社債の募集を構成するものではありません。米国 1933 年証券法に基づいて同社債の登録を行うか又は登録の免除を受ける場合を除き、米国において同社債の募集又は販売を行うことはできません。米国において証券の募集又は販売が行われる場合には、米国 1933 年証券法に基づいて作成され、当社から入手可能な、当社及びその経営陣に関する詳細な情報及び財務諸表を含む英文目論見書が用いられます。なお、本件においては米国における同社債の募集又は販売は行われず、同社債の登録も行われません。

(3)内部留保資金の使途

主として将来の事業拡大のための必要資金として活用してまいります。

(4)過去3決算期間の配当状況等

	2024年3月期	2025年3月期	2026年3月期
基本的1株当たり当期利益（親会社の所有者に帰属）	158.22円	268.04円	666.82円
1株当たり年間配当金（うち1株当たり中間配当金）	160.00円（30.00円）	170.00円（30.00円）	115.00円（40.00円）
実績連結配当性向	50.6%	31.7%	14.2%
親会社所有者帰属持分当期利益率	7.7%	12.8%	28.0%
親会社所有者帰属持分配当率	4.0%	4.1%	3.9%

（注）1. 当社は、2025年12月1日付で普通株式1株につき2株の割合で株式分割を行っております。基本的1株当たり当期利益、実績連結配当性向及び親会社所有者帰属持分配当率は、2024年3月期の期首に当該株式分割が行われたと仮定して算定しています。なお、2024年3月期及び2025年3月期の1株当たり年間（中間）配当金並びに2026年3月期の1株当たり中間配当金は当該株式分割前の実際の配当金の額を記載しています。2026年3月期の1株当たり年間配当金は、株式分割前の中間配当金40.00円と株式分割後の期末配当金75.00円を合計した115.00円を記載しています。

2. 基本的1株当たり当期利益は、期中平均株式数に基づいて計算しています。

3. 実績連結配当性向は、1株当たり年間配当金を基本的1株当たり当期利益で除した数値です。なお、算出時の1株当たり年間配当金については、2025年12月1日付の株式分割が、2024年3月期の期首に行われたものと仮定しています。

4. 親会社所有者帰属持分当期利益率は、親会社の所有者に帰属する当期利益を親会社の所有者に帰属する持分合計（期首の親会社の所有者に帰属する持分合計と期末の親会社の所有者に帰属する持分合計の平均）で除した数値です。

5. 親会社所有者帰属持分配当率は、1株当たり年間配当金を1株当たり親会社所有者帰属持分（期首の1株当たり親会社所有者帰属持分と期末の1株当たり親会社所有者帰属持分の平均）で除した数値です。なお、算出時の1株当たり年間配当金については、2025年12月1日付の株式分割が、2024年3月期の期首に行われたものと仮定しています。

6. 2024年3月期の1株当たり年間配当金には、創業25周年記念配当10円を含みます。

この文書は、当社の転換社債型新株予約権付社債の発行に際して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。なお、同社債については国内における募集又は売出しは行われません。また、この文書は、米国を含むあらゆる地域における同社債の募集を構成するものではありません。米国1933年証券法に基づいて同社債の登録を行うか又は登録の免除を受ける場合を除き、米国において同社債の募集又は販売を行うことはできません。米国において証券の募集又は販売が行われる場合には、米国1933年証券法に基づいて作成され、当社から入手可能な、当社及びその経営陣に関する詳細な情報及び財務諸表を含む英文目論見書が用いられます。なお、本件においては米国における同社債の募集又は販売は行われず、同社債の登録も行われません。

3. その他

(1)配分先の指定

該当事項はありません。

(2)潜在株式による希薄化情報

本新株予約権付社債の転換価額が未定のため、発行済株式総数に対する潜在株式数の比率は算出しておりません。

(3)過去3年間に行われたエクイティ・ファイナンスの状況等

①エクイティ・ファイナンスの状況

2031年満期ユーロ円建転換社債型新株予約権付社債の発行

払込期日	2024年7月26日
調達資金の額（差引手取概算額）	99,881,000,000円
転換価額	2,261.8 円（注1）
募集時における発行済株式数	302,144,507株（注2）
当該募集による潜在株式数	20,416,496株（当初の転換価額（4,898円）における潜在株式数）（注2）
現時点における転換状況	転換済株式数：0株（残高1,000億円）（注1）
発行時における当初の資金使途	① 証券事業における更なる収益源の多様化・顧客基盤の拡大、銀行事業の一層の収益力強化及び海外金融関連事業の更なる推進など、金融サービス事業強化のための投資資金（子会社等を通じた投資を含み、出資・融資等の形態を問わない。）として約500億円を2027年3月末までに充当。 ② 社債及び借入金の返済資金（手元資金で手当てした場合の自己資金への充当を含む。）として約500億円を2025年3月末までに充当。
発行時における支出予定時期	① 2027年3月末まで ② 2025年3月末まで
現時点における充当状況	上記「発行時における当初の資金使途」に従い、上記①記載の投資資金として約500億円を充当し、上記②記載の社債及び借入金の返済資金として500億円を充当し、全額を充当しております。

（注）1. 転換価額、転換済株式数及び残高は、2026年10月31日現在のものです。

2. 当社は、2025年12月1日付で普通株式1株につき2株の割合で株式分割を行っておりますが、募集時における発行済株式数及び当該募集による潜在株式数は当該株式分割前の数値であります。

この文書は、当社の転換社債型新株予約権付社債の発行に際して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。なお、同社債については国内における募集又は売出しは行われません。また、この文書は、米国を含むあらゆる地域における同社債の募集を構成するものではありません。米国1933年証券法に基づいて同社債の登録を行うか又は登録の免除を受ける場合を除き、米国において同社債の募集又は販売を行うことはできません。米国において証券の募集又は販売が行われる場合には、米国1933年証券法に基づいて作成され、当社から入手可能な、当社及びその経営陣に関する詳細な情報及び財務諸表を含む英文目論見書が用いられます。なお、本件においては米国における同社債の募集又は販売は行われず、同社債の登録も行われません。

第三者割当による新株式の発行

払込期日	2025年7月17日
調達資金の額	110,754,000,000円
発行価額	1株につき金4,102円（注1）
募集時における発行済株式数	303,112,007株（注1）
当該募集による発行株式数	27,000,000株（注1）
募集後における発行済株式総数	330,112,007株（注1）
割当先	NTT株式会社　27,000,000株（注1）
発行時における当初の資金使途	金融サービス事業強化のための投資資金（子会社等を通じた投資を含み、出資・融資等の形態を問わない。）として充当。
発行時における支出予定時期	2025年7月～2027年8月
現時点における充当状況	上記「発行時における当初の資金使途」に従い、上記の資金使途に充当しております。

（注）1. 当社は、2025年12月1日付で普通株式1株につき2株の割合で株式分割を行っておりますが、発行価額、募集時における発行済株式数、当該募集による発行株式数、募集後における発行済株式総数及び割当先は、当該株式分割前の数値であります。

②過去3決算期間及び直前の株価等の推移

	2024年3月期	2025年3月期	2026年3月期	2027年3月期
始値	2,650円	3,954円	4,075円 □3,317円	2,959円
高値	4,145円	4,669円	7,724円 □3,866円	3,440円
安値	2,541円	2,855円	3,083円 □2,789円	2,631円
終値	3,951円	3,983円	6,581円 □2,849円	2,857円
株価収益率（連結）	12.49倍	7.43倍	4.27倍	―

（注）1. 株価は、東京証券取引所プライム市場におけるものであります。
2. □印は、2025年12月1日付株式分割による権利落後の株価であります。
3. 2027年3月期の株価については、2026年11月18日現在で表示しております。

この文書は、当社の転換社債型新株予約権付社債の発行に際して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。なお、同社債については国内における募集又は売出しは行われません。また、この文書は、米国を含むあらゆる地域における同社債の募集を構成するものではありません。米国1933年証券法に基づいて同社債の登録を行うか又は登録の免除を受ける場合を除き、米国において同社債の募集又は販売を行うことはできません。米国において証券の募集又は販売が行われる場合には、米国1933年証券法に基づいて作成され、当社から入手可能な、当社及びその経営陣に関する詳細な情報及び財務諸表を含む英文目論見書が用いられます。なお、本件においては米国における同社債の募集又は販売は行われず、同社債の登録も行われません。

4. 株価収益率（連結）は、決算期末の株価（終値）を当該決算期の基本的1株当たり当期利益で除した数値であります。なお、算出時の株価（終値）及び基本的1株当たり当期利益については、2025年12月1日付の株式分割が、2024年3月期の期首に行われたものと仮定しています。また、2027年3月期に関しては、未確定のため記載しておりません。

(4)ロックアップについて

当社は、本新株予約権付社債に係る引受契約書の締結日から払込期日後180日間を経過するまでの期間中、幹事引受会社を代表する共同主幹事引受会社の事前の書面による承諾を受けることなく、当社普通株式の発行、当社普通株式に転換若しくは交換される有価証券の発行又は当社普通株式を受領する権利を付与された有価証券の発行等（但し、本新株予約権付社債の発行、本新株予約権の行使による当社普通株式の発行又は交付、本新株予約権付社債に係る引受契約書の締結日において存在する新株予約権の行使による当社普通株式の発行又は交付、単元未満株主の売渡請求による当社普通株式の売渡し、当社及び当社子会社の従業員又は取締役に対するストック・オプションの付与及びストック・オプションの行使による当社普通株式の発行又は交付、当社及び当社子会社の取締役に対する譲渡制限付株式報酬制度に係る当社普通株式の発行又は交付、株式分割、その他日本法上の要請による当社普通株式の発行又は売却が行われる場合等を除く。）を行わない旨を合意しております。

以　上

この文書は、当社の転換社債型新株予約権付社債の発行に際して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。なお、同社債については国内における募集又は売出しは行われません。また、この文書は、米国を含むあらゆる地域における同社債の募集を構成するものではありません。米国1933年証券法に基づいて同社債の登録を行うか又は登録の免除を受ける場合を除き、米国において同社債の募集又は販売を行うことはできません。米国において証券の募集又は販売が行われる場合には、米国1933年証券法に基づいて作成され、当社から入手可能な、当社及びその経営陣に関する詳細な情報及び財務諸表を含む英文目論見書が用いられます。なお、本件においては米国における同社債の募集又は販売は行われず、同社債の登録も行われません。